

令和3年9月9日 美郷町農業委員会会議録

令和3年9月9日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	14番	高橋正和
5番	奥山秀治	15番	深沢靖
6番	佐々木定廣	16番	鈴木敏夫
7番	深田秋彦	17番	高橋正尚
8番	細井千代文		
9番	井関一良		

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は次のとおり

13番 木村とも子

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 3 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 3 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 3 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第 3 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 6 議案第 3 8 号 非農地証明の申請に対する可否の決定について
- 第 7 議案第 3 9 号 美郷町競売等の買受適格証明願取扱規程の制定について
- 第 8 議案第 4 0 号 美郷町土地改良事業参加資格交替承認事務処理要領の制定について

会長 高橋 正尚 午前 1 0 時 0 3 分本委員会の閉会を告げた。

令和3年9月9日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年9月9日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時
4. 閉 会 午前10時03分
5. 議事録署名委員 11番 中野 龍太郎
12番 佐藤 久

- 議 長 それでは、ただ今から令和3年第9回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。
お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 それでは、日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、11番、中野委員、12番、佐藤委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第34号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第34号、申請番号21番から23番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号21番、千畑地区の畑1筆、14㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。公図をもとに現況を確認したところ、現状と相違があったことから、その部分を分筆し、受人へ贈与するものです。対価はありません。
申請番号22番、千畑地区の畑1筆、4,749㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人の要望により、野菜を栽培したいということから農地を売却するものです。総額で〇〇〇円です。
申請番号23番、六郷地区の田4筆、4,102㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。公社特例事業で10年償還中ですが、今後、〇〇〇さんと農地を交換するために、対象の4筆を繰り上げ償還して、所有権を確定させるものです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号21番から23番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第34号について、事務局より説明が終わりました。

- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号21番から23番までの3件について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号21番から23番までについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号21番から23番までについては、原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第34号については、原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第35号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第35号、申請番号9番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号9番、仙南地区の田1筆、489㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。受人はアパートに居住しておりますが、実家である渡人の農地を耕作しております。今後の作業効率と母親の面倒を見ることを考慮し、実家の隣に新築を計画しました。面積は住宅が123.8㎡、駐車スペース、通路・雪捨て場・緩衝地が365.2㎡です。総事業費〇〇〇円で借入資金〇〇〇円、自己資金〇〇〇円、用地取得費はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、3ページに位置図、4ページに配置図、5ページに平面図、6ページに立面図、7ページに公図を添付しております。以上です。
- 議 長 議案第35号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、転用でございますので、調査の報告をお願いします。
- 12番委員 申請番号9番について調査の報告をいたします。9月1日午前9時頃、山田委員、事務局職員とともに、渡人、受人の代理として〇〇〇さん立会いのもと、現地を確認しました。調査項目に従い聴き取り調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号9番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号9番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号9番については、原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第35号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に諮問いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第36号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第36号について事務

局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第36号、申請番号72番から74番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号72番、六郷地区の田1筆、仙南地区の田2筆、計4,919㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は、ほ場整備計画区画に入っており、これを機会に農地を手放したいことから、受人へ売買するものです。総額〇〇〇円で、引き渡し時期は9月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号73番、千畑地区の田2筆、4,014㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は、渡人が高齢を理由に少しずつ農地を手放したいことから、これまで耕作していた受人が買い受けするものです。10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は9月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

続きまして貸借権設定1件です。

申請番号74番、千畑地区の田26筆、26,899㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号72番から74番までの3件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第36号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号72番から74番までの3件について質疑を行います。質疑ございませんか。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時10分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時14分

- 議 長 質疑ございますか。
【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号72番から74番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号72番から74番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第36号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に日程第5、議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でござ

います。議案第37号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第37号、申請番号192番から209番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

農地中間管理事業による貸借権設定です。申請番号192番から197番までの契約期間については10年間、申請番号198番以降については7年3か月です。契約期間に端数があるのは他の契約と終期を合わせるためです。申請番号192番、千畑地区の田1筆、996㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号193番、千畑地区の田3筆、2,609㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号194番、千畑地区の田4筆、4,329㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号195番、仙南地区の田12筆、25,950㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号196番、仙南地区の田7筆、畑2筆、計17,045㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号197番、仙南地区の田3筆、4,697㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号198番から209番までの受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号198番、千畑地区の田1筆、20㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号199番、千畑地区の田1筆、726㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号200番、千畑地区の田2筆、73㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号201番、千畑地区の田1筆、756㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号202番、千畑地区の田1筆、272㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号203番、千畑地区の田1筆、741㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号204番、千畑地区の田1筆、22㎡、出し手は〇〇〇さん、〇〇〇さんです。

申請番号205番、千畑地区の田2筆、322.51㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号206番、千畑地区の田1筆、99㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号207番、千畑地区の田1筆、491㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号208番、千畑地区の田6筆、3,005㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号209番、千畑地区の田4筆、3,418㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号198番から209番までについては、元々ほ場整備区域で、不整形名部分の分筆がこのほどされて、ほ場整備された部分であることと申請番号208番と209番は畑屋分で合作地となっており、今回〇〇〇さんが受け手に決まったことから契約するものです。

申請番号192番から209番までの18件につきましては、農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第37号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号192番から209番までについてですが、申請番号198番から209番は本人案件ですので、まずは申請番号192番から197番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号192番から197番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号192番から197番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号198番から209番までについて審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時21分

- 議 長 それでは、申請番号198番から209番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号198番から209番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号198番から209番までについては原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時22分

- 議 長 それでは、日程第5、議案第37号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第6、議案第38号非農地証明の申請に対する可否の決定についてを上程し議題とします。議案第38号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第38号、申請番号2番から5番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
- 申請番号2番、千畑地区の田1筆、4,959㎡、申請者は○○○さんです。非農地申請理由は、隣接地が山林で水も不足しており、耕作不便のため30年ほど耕作しておらず、荒れていることから、現況に即した地目へ変更したく申請しました。資料として、1ページに位置図、2、3ページに公図、4ページに現場写真を添付しております。
- 申請番号3番、仙南地区の畑2筆、430㎡、申請者は○○○さんです。非

農地申請理由は、以前畑でありましたが、先代が30年くらい前に納屋兼車庫を曳き家して宅地として使用していることから、現況に即した地目へ変更したく申請しました。資料は、5ページに位置図、6ページに公図、7ページに現場写真を添付しております。

申請番号4番、六郷地区の畑2筆、194㎡、申請者は〇〇〇さんです。非農地申請理由は、約60年前から農作業小屋として使用していた場所を宅地として使用していましたが、農作業小屋が近年雪で倒壊しました。また、高齢となった祖母が20年以上前から耕作できず、畑としては使用していないことから、現況に即した地目へ変更したく申請しました。資料は、8ページに位置図、9ページに公図、10ページに現場写真を添付しております。

申請番号5番、千畑地区の田2筆、六郷地区の田2筆、計3,039㎡、申請者は〇〇〇さんです。非農地申請理由は、周囲に木が生え水も不足しており、耕作不便のため10年以上耕作しておらず、現況に即した地目へ変更したく申請しました。資料は、南外川原分として11ページに位置図、12、13ページに公図、14ページに現場写真、徳専沢分として15ページに位置図、16、17ページに公図、18ページに現場写真を添付しております。申請番号2番から5番までにつきましては、美郷町非農地証明事務取扱基準第5条の要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第38号について、事務局より説明が終わりました。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時26分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時32分

- 議 長 それでは、非農地証明であります。農地から地目が変わることになりますので、申請番号2番から順に調査の報告をお願いします。
- 14番委員 申請番号2番について調査の報告をいたします。8月31日に佐々木委員、会長、事務局職員とともに、現地を確認しました。その後、所有者宅に伺い、取扱基準に基づき調査した結果、非農地証明は適当であると判断し、何ら問題がなかったことを報告します。
- 16番委員 申請番号3番について調査の報告をいたします。8月30日午後4時半頃、井関委員、佐藤委員、事務局職員とともに、所有者宅に伺い、現地を確認しました。3分の1くらい資材置き場から段々と車庫に変わっていったというのが現状で、ここを宅地に変更し、新しい家を建てる申請手続きのためであるということでした。取扱基準に基づき調査した結果、非農地証明は適当であると判断し、何ら問題がなかったことを報告します。
- 1番委員 申請番号4番について調査の報告をいたします。9月5日午後1時半頃、高橋秀行委員、深沢委員、事務局職員とともに、所有者宅に伺い、現地を確認しました。取扱基準に基づき調査した結果、非農地証明は適当であると判断し、何ら問題がなかったことを報告します。
- 1番委員 申請番号5番について調査の報告をいたします。9月5日午後2時頃、高橋秀行委員、深沢委員、事務局職員とともに、現地2か所の周辺の状況を見な

がら確認しました。取扱基準に基づき調査した結果、非農地証明は適当であると判断し、何ら問題がなかったことを報告します。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号2番から5番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号2番から5番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番から5番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第6、議案第38号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に日程第7、議案第39号美郷町競売等の買受適格証明願取扱規程の制定についてを上程し議題とします。議案第39号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第39号について議案書をもとに朗読 】

●事務局長 続きまして、内容についてご説明いたします。25ページの別紙美郷町競売等の買受適格証明願取扱規程（案）をご覧ください。

この規程は、競売等に係る買受適格証明願を審査するための機関の設置及び運用について定めるものです。

買受適格証明については、農地法による許可と同様の取り扱いをすることとされており、その審査は、農業委員会総会で行うこととなります。

しかしながら、証明願の提出があつてから、総会による審査が入札期間に間に合わない場合の取り扱いとしまして、買受適格証明願審査委員会を設置することができるものとするものです。

第3条には、審査委員会の構成員として、会長、会長職務代理者、会長が指名する者2人以上としております。

なお、第5条において審査委員会で審査した買受適格証明願については、次の総会で報告することとしております。

また、第6条において、買受適格証明書の交付を受けた者が買受申出人となり、当該農地の許可申請書が提出された場合は、交付時と事情が異なっていると認められている場合を除き、改めて総会で審議することなく、会長の専決処分ですべて許可書を交付することとしております。

説明は、以上です。

●議 長 議案第39号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時39分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時44分

●議 長 それでは、これより審議を行います。議案第39号について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは議案第39号については原案のとおり決することに異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第39号については原案のとおり決しました。よって、日程第7、議案第39号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時45分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時59分

●議 長 次に日程第8、議案第40号美郷町土地改良事業参加資格交替承認事務処理要領の制定についてを上程し議題とします。議案第40号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第40号について、議案書をもとに朗読 】

●事務局長 続きます。内容についてご説明いたします。28ページの別紙美郷町土地改良事業参加資格交替承認事務処理要領（案）をご覧ください。

土地改良法では、賃貸借契約が行われている農地の土地改良事業参加資格は、使用収益権者、いわゆる耕作者がその権利を有することになります。この参加資格を農地所有者とする場合、土地改良法第3条第2項において、農業委員会の承認を受けることとなっており、その承認事務処理について定めるものです。

第2条には、申出の要件を示しておりますが、双方の合意が整っており、第1号として、使用収益権者が正当な事由なく事業費負担金を滞納する等組合員としての義務を履行しない場合、第2号として、使用収益権者の農業経験が浅く、所有者の方が農業水利に関する知識及び経験が豊富であると認められる場合、第3号として、その他土地改良事業の円滑な推進や土地改良区の適切な管理・運営に資すると認められる場合としております。なお、申出におきましては、当該土地改良区の意見書を添付することとしております。申出があった場合、第4条において、農業委員による調査、第5条において、総会で審議し、可否を決定することとしております。

なお、土地改良法施行令において、申出書の提出があったときは、7日以内にその申出を承認するか否かを決定する必要があることから、申出があつてから交替を希望する日まで総会を招集する暇がない場合を考慮し、第7条に会長の専決規程を設けております。

説明は以上です。

●議 長 議案第40号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。議案第40号について質疑を行います。質疑ございませんか。

●議 長 ほかに質疑ございますか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第40号については、原案のとおり決

することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第40号については原案のとおり決しました。よって、日程第8、議案第40号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和3年第9回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前10時03分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和3年9月9日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 中 野 龍 太 郎

議事録署名委員 佐 藤 久